

参考

### 「住宅確保要配慮者」居住支援ガイドブックのご案内

川崎市居住支援協議会では、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者への物件提供に対する家主や不動産事業者の不安軽減を目的に、居住中及び退去時に必要となる手続きやポイント、参考事例等について整理したガイドブックを作成・発行しています。

※本書「精神障害者の居住に関する事例集」の本冊版となります。

川崎市役所のホームページ内「川崎市居住支援協議会」のページから最新版PDFをダウンロードしていただき、下記、川崎市居住支援協議会事務局までお問い合わせください。

川崎市居住支援協議会

検索



精神障害者（うつ病・統合失調症等）の  
住まい探しに関する事例などをまとめました！

別冊 不動産事業者・家主向け

# 「住宅確保要配慮者」 居住支援ガイドブック

精神障害者の居住に関する事例集

お問い合わせ・ご相談先

川崎市居住支援協議会 事務局

(川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課)

TEL 044-200-2997

川崎市地域自立支援協議会  
精神障害者地域移行・地域定着支援部会 事務局

総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課

TEL 044-200-3197



川崎市居住支援協議会

川崎市地域自立支援協議会(精神障害者地域移行・地域定着支援部会)

## まえがき

川崎市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加を続けており、2017年4月時点で11,135人と市内人口の0.74%を占めています。

また、川崎市が行ったアンケート調査では、精神障害者のうち4人に1人が民間賃貸住宅で暮らしており、さらに近年では、病院や施設から退院・退所し地域で生活する「地域移行」や「地域定着」の取り組みが進められていることから、家主や不動産事業者の皆さまが所有・管理・仲介等する物件において、精神障害者の入居に関わる機会が、今後も増えていくことが予想されます。

このため、『川崎市居住支援協議会』と『川崎市地域自立支援協議会』では、家主や不動産事業者の皆さまが、精神障害者の入居に際して感じる不安等を少しでも軽減し、精神障害者の受入れが進むよう、2018年3月に発行した「住宅確保要配慮者 居住支援ガイドブック」の別冊として、精神障害者の支援制度等を整理した「精神障害者の居住に関する事例集」を作成しました。

障害があっても、地域の中で安心し豊かに暮らしていくためには住まいの確保が必要不可欠であり、支援者、関係機関とともに、家主や不動産事業者の皆さまにも、身近な支え手の一人としてご理解・ご協力いただければ幸いです。

## 『川崎市居住支援協議会』と『川崎市地域自立支援協議会』について

### 川崎市居住支援協議会

「住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができる住まいの確保のための居住支援の充実」を目指し、川崎市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として住宅セーフティネット法に基づく『川崎市居住支援協議会』を設立しました。

川崎市  
(住宅部局・福祉部局等)

不動産関係団体  
(宅地建物取引業者等)

居住支援団体  
(社会福祉法人等)

効率的な住まい探しや、福祉サービスなど入居者に必要な支援等のコーディネート

入居者に異変があった際などの、家主、不動産店、福祉事業者、行政機関等による相互連携

退去時(賃貸借契約解除や残置家財処分等)の手続きの整理や、民間サービス活用

などについて検討しています。

### 川崎市地域自立支援協議会

地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として障害者総合支援法に基づいて「川崎市地域自立支援協議会」を設置しています。また、精神障害者地域移行・地域定着支援部会は、川崎市地域自立支援協議会の部会の一つとして、業務整理・人材育成・社会資源・居住支援の4つのワーキングチームを設けて、協議を行っています。

全体会議

企画運営会議

各部会

精神障害者地域移行・地域定着支援部会

・長期にわたり入院している精神障害者の地域生活への移行支援および定着支援の体制充実

区地域自立支援  
協議会

社会資源の開発・改善  
地域への情報発信  
施策提言等

連携



円滑な入居

地域で  
暮らしたい

精神障害者

## 目次

! “精神障害”って? ..... P2~3

! 精神障害者の住まい探し ..... P4~5  
(事例1: 実家からの自立)

! 精神障害者の住まい探し ..... P6~7  
(事例2: 病院・施設からの退院・退所)

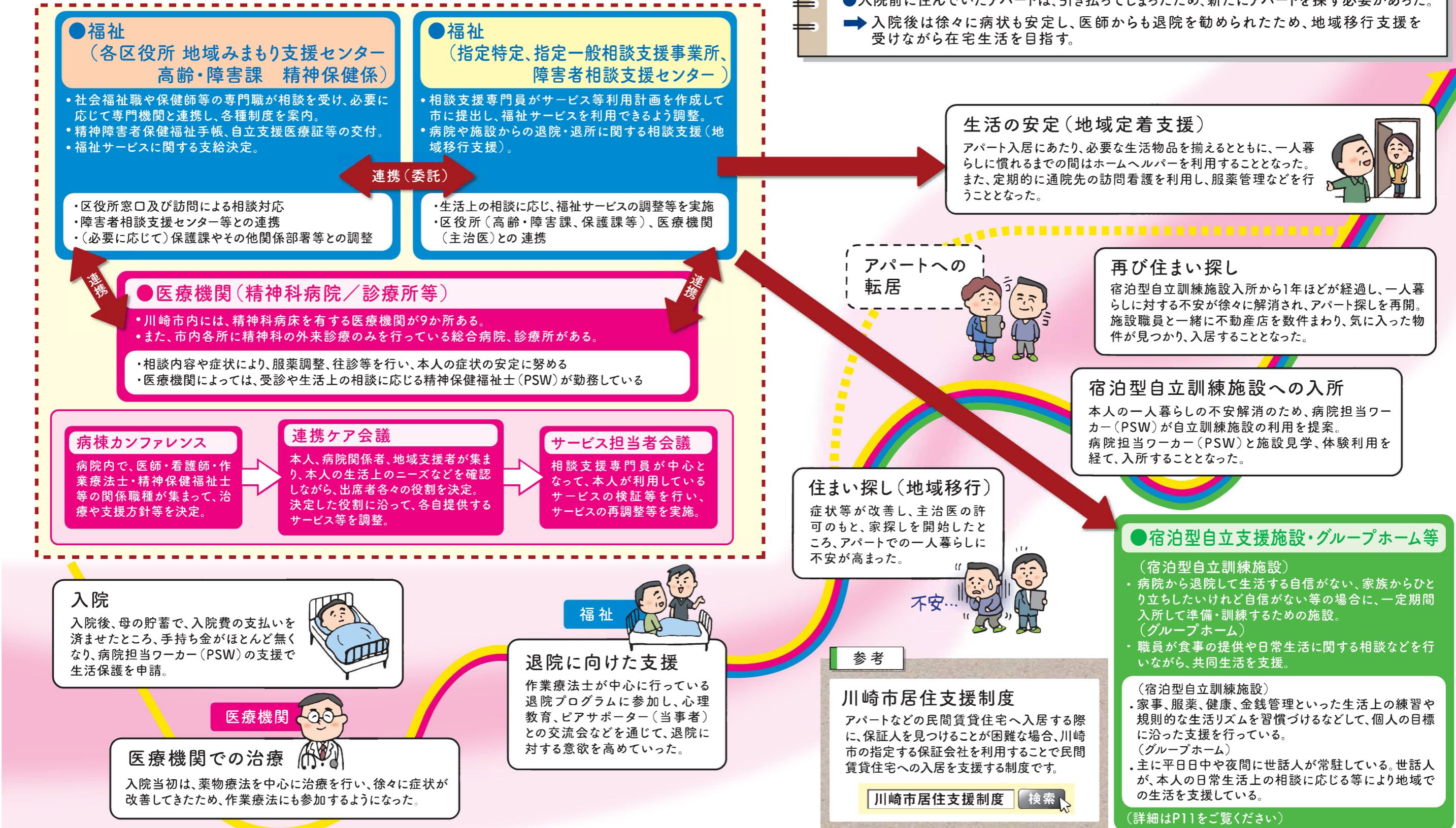
! 障害者相談支援センターとは ..... P8~9

! 障害福祉サービスについて ..... P10

! 桜の風 もみの木(宿泊型自立訓練施設)  
グループホーム ..... P11

! 区役所 その他機関 問い合わせ先 ..... P12~13

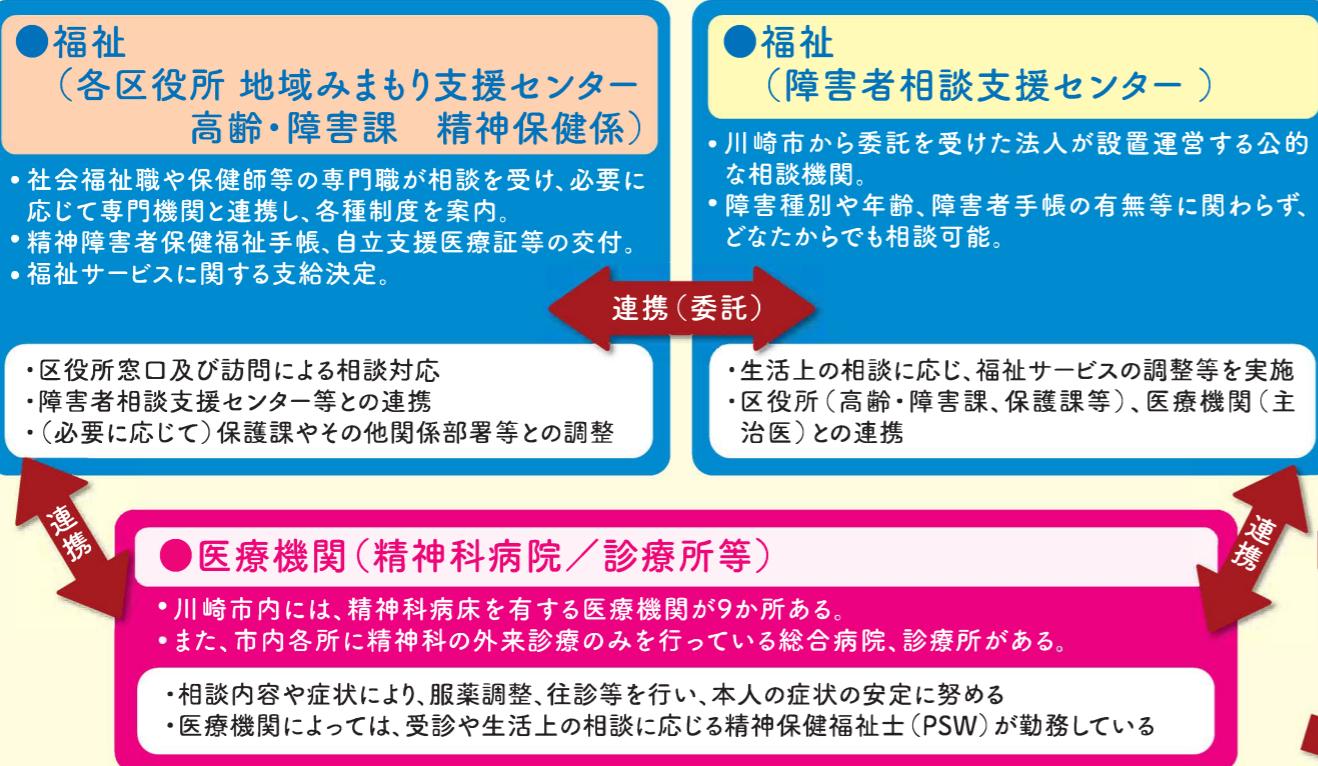
# 精神障害者の住まい探し (事例2: 病院・施設からの退院・退所)



# 精神障害者の住まい探し (事例1: 実家からの自立)

## ケース概要

- 20代女性。仕事のストレスにより体調が悪化し、統合失調症を発症。
- 眠れない日々が続き、精神科クリニックへの通院を開始。
- 通院継続後、精神障害者保健福祉手帳を区役所へ申請し交付を受ける。
- 医師の聞き取りにより、両親との同居生活がストレスとなっていることが判明。
- 医療と福祉の連携した支援を受け、自立した生活を目指す。



## 地域活動支援センター 等

- ・社会福祉法人、NPO法人等が運営する活動支援の場。
- ・就労の機会の提供、社会との交流促進などを行う。
- ・日中の活動場所や(事業所によっては)食事サービス等を提供
- ・生活上の相談にも対応

## 生活の安定

障害者相談支援センターが医療機関と情報共有。訪問看護の導入、ヘルパーの訪問回数等の支援体制の見直しを行い徐々に症状が安定していった。

## あんしんセンター(各区社会福祉協議会)

- ・日常的な金銭管理などの支援を必要とする方に、成年後見制度の利用に向けた相談や、日常生活自立支援事業の金銭管理サービス等を提供。
- ・契約に基づき、本人のニーズに応じた金銭管理を実施
- ・権利行為が十分に行えない場合には、成年後見制度を利用

## 滞納の発生

金銭を散財してしまい家賃振込が滞った。  
家主からの連絡を受け、障害者相談支援センターがあんしんセンターへ相談し、家賃滞納を解消。

## 体調の不安定

入居後、郵便受けに郵送物が溜まっているのを家主が見つけ、訪問。  
本人の精神的不調が疑われたため、家主から連絡を受けた家族が医療機関へ相談し、医療機関が本人の症状改善に向けた支援を行った。

## 専門機関への相談

親との同居生活のストレスが、本人の焦りに繋がっていた。病院担当ワーカー(PSW)から勧められた福祉の相談機関(障害者相談支援センター等)に相談し、一人暮らしに向けて住まい探しをすることになった。

## 住まい探し

自身で近隣の不動産店を数店回ったが、紹介された物件はなかった。障害者相談支援センターの職員とともに不動産店を訪問。  
医療・福祉が関わっていくことを前提にアパートを借りることができた。



## ●家主・不動産事業者

- ・家賃の集金や日頃の挨拶の機会などを通じて、本人の様子の変化に気づいた場合には、家族や支援者へ報告する。
- ・入居時など、平時からの備えとして、本人了承のもと、支援者と顔の見える関係性を構築しておくと、トラブル発生時の対応や防止に有効。

## 参考

## 入居者情報共有シート

家主・不動産事業者が事前に把握しておくことが望ましい入居者情報(健康状態、支援団体等)を入居者本人に記入していただくシートを活用することも有効です。

川崎市居住支援協議会

検索

# 精神障害って？

精神障害には、統合失調症や気分障害等の医学的診断を受けている場合や、そのことを通じて、日常生活や社会生活に制限や制約を受けている場合の2つのとらえ方があります。精神疾患で病院等に通院や入院をしている人たちは、国内で419万人にのぼります（2017年）。日本人のおよそ30人に1人の割合です。精神疾患は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。

精神疾患によっては、震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害等の強烈な体験が誘発することもありますが、多くは素因（病気のなりやすさ）とストレスが重なって発症します。そのため、昨今のストレスフルな社会での生活では、誰にでも精神疾患を患う可能性があり、生涯を通じて5人に1人が精神疾患にかかるともいわれています。

## 主な精神疾患と特徴

### 気分障害（うつ病・躁うつ病など）

うつ状態では、疲労、気分の落ち込み、眠れない、食欲減退など。  
反対に躁状態では、気分の高揚、怒りっぽい、浪費、寝ずに働き続けるなど。  
15人に1人程度がかかる病気。

### 統合失調症

幻覚や妄想、意欲の低下などにより、周囲とのコミュニケーションがうまく取れなくなる場合がある。  
100人に1人程度がかかる病気。



### 不安障害 (パニック障害等)

不安障害の主症状は不安で、通常であれば、危険でも脅威でもない状況や対象が不安や恐怖の対象になる。  
50人に1人程度がかかる病気。

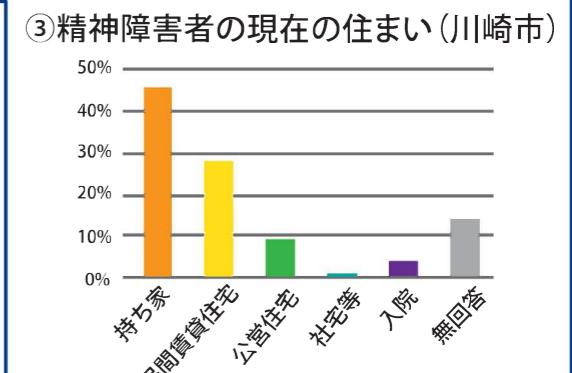
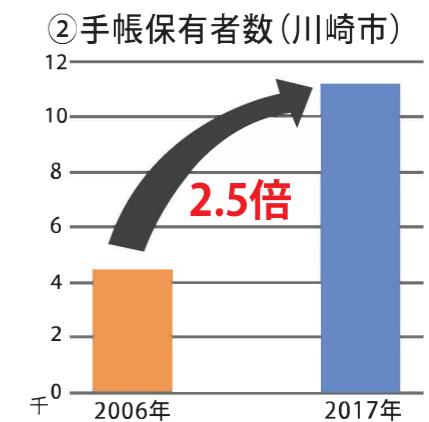
### 依存症・乱用 (アルコール・薬物・ギャンブル等)

日常生活に支障をきたしているにもかかわらず、それをやめられず改善できない状態。  
10人に1人が何らかの問題を抱える。

### てんかん

何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することによって発作を起こす。発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが本人の意思に関わらず、身体の一部が動くものなど様々なタイプがある。

## 精神障害者の状況



【出典】  
①:内閣府「令和元年度 障害者白書」  
②③:川崎市「第4次かわさきノーマライゼーション プラン改定版」

## 安定した生活に向けて…

### 治療(医療)

精神科医が中心となり看護師、臨床心理士、精神保健福祉士（PSW）等と協力し、本人の病状に合った治療を進めます。



### 連携

障害福祉サービス  
せて、障害者相談

### 支援(障害福祉サービス等)

の利用については、障害の程度により異なります。精神障害者の状態に合わせ  
支援センター等が支援する場合があります。

#### 入所施設

グループホーム  
宿泊型自立  
訓練施設



#### 設等を経由

入院期間が長期化して退院後の生活に不安を感じる方が入所し、地域に戻ることを目標に家事や買い物等の訓練を行います。

#### 在宅支援



生活状況に応じた適切な障害福祉サービスを受けながら生活します。障害福祉サービスを利用なくとも、相談支援専門員等が日常生活上の相談に乗り、生活のサポートを行っています。

精神疾患は多様で  
あり、治療法や支援  
策も多くの種類が  
あります。

1人1人の病状に合  
わせて、必要な治  
療と支援を組み合  
わせることにより、安  
定した生活を実現  
します。



# 障害者相談支援センターとは・・・

障害のある方が地域で安心して暮らしていくために、適切な援助や支援を行う川崎市から委託を受けた法人が運営する公的な相談窓口です。

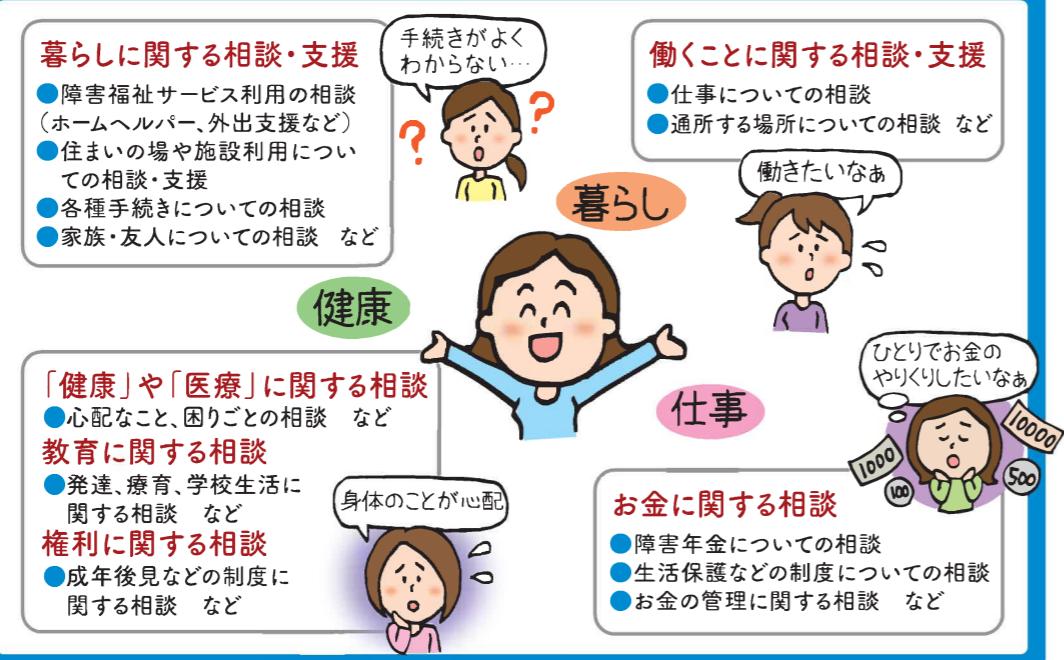
**対象者は**

障害のある方やその家族、地域にお住まいの方、関係機関（家主・不動産事業者等）の方など、どなたでもご相談ください。障害種別や年齢、障害者手帳の有無に関わらず、どなたからの相談でもお受けしています。

**どこにあるの**

令和3年10月から地域相談支援センターは地区担当制になりました。  
一覧を参考に、お住まいの地区を担当する地域相談支援センターにご相談ください。（区内の他の地域相談支援センターに相談することもできます。）  
また、地域の相談支援機関への後方支援、広域調整、地域移行の取組等を行う基幹相談支援センターは、南部・中部・北部に一か所ずつあります。

**何をしてくれるの**



**Q 相談にお金はかかりますか？**

A 原則として相談料はかかりません。  
(市外への訪問に必要な交通費はご負担いただくことがあります。)

**Q 秘密は守ってもらえますか？**

A 秘密は守られます。安心してご相談ください。

**Q 障害者相談支援センターはどんなところですか？**

A 川崎市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談機関です。障害のある方やそのご家族、地域にお住まいの方たちの、様々な困りごとや悩みごとなどをお受けし、解決方法と一緒に考えたり、探したりするところです。

## 地域相談支援センター一覧

(市外局番:044)

名称	所在地	電話	FAX
川崎区	ふじみ 川崎区大島1-8-6 池上新町、伊勢町、大島、大島上町、川中島、觀音、大師駅前、大師公園、台町、中島、藤崎、富士見2丁目、四谷上町、四谷下町	233-9949	246-0941
	いっしょ 川崎区京町1-16-26-101 浅田、池田、大川町、小川町、小田2～7丁目、貝塚、京町、下並木、白石町、田辺新田、堤根、日進町、南町、元木	201-6952	271-5776
	かわさきLife 川崎区新川通5-11 旭町、砂子、駅前本町、榎町、小田1丁目、小田栄、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町	201-7286	201-7266
	さらん 川崎区大島3-38-9 浅野町、池上町、浮島町、江川、追分町、扇島、扇町、銅管通、小島町、桜本、塩浜、昭和、田町、大師河原、大師町、大師本町、田島町、千鳥町、出来野、殿町、中瀬、浜町、東扇島、東門前、日ノ出、水江町、南渡田町、夜光	270-2250	270-6128
	ラルゴ 中原区上平間1564-12 小倉(小倉1-1以外)、鹿島田、北加瀬、下平間、新塚越、古川町、南加瀬、矢上	540-0911	540-0912
	りばん 幸区塚越3-427 塚越ハイツ1階 遠藤町、大宮町、小倉1-1、紺屋町、幸町、新小倉、新川崎、神明町、塚越、戸手本町、中幸町、東小倉、堀川町、南幸町、都町、柳町	589-7933	541-8161
	あんさんぶる 幸区小向西町4-61-101 河原町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、戸手、東古市場、古市場	223-8290	223-8432
	いまい 中原区今井仲町15-19 市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、新丸子東、新丸子町	299-9838	299-9839
	すまいる 中原区北谷町12 上平間、上丸子、上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、北谷町、下沼部、田尻町、等々力、中丸子、丸子通、宮内	201-1280	201-1280
	にじ 中原区下小田中2-4-24 上小田中、上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町	820-6609	820-6606
中原区	もとすみ 中原区木月2-18-6 メゾン住吉203 井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、大倉町、苅宿、木月、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、西加瀬	863-6251	863-6744
	いまこ 高津区二子6-3-3 グランドール栄A-202 北見方、坂戸、下野毛、諫訪、瀬田、久本、二子、溝口	819-4304	819-4304
	ほあり 高津区千年924 小川ビル101 明津、蟹ヶ谷、北野川、子母口、子母口富士見台、千年、千年新町、東野川、久末	789-8421	789-8422
	まいうえい 高津区下作延6-4-3 宇奈根、梶ヶ谷、上作延、久地、下作延、新作、末長、向ヶ丘	400-7224	833-5887
	ボボラス 宮前区宮崎2-13-35 犬藏、けやき平、小台、鷺沼、神木、土橋、南平台、馬絹、宮崎、宮前平	870-5236	870-5237
	れもん 宮前区神木本町5-1-4 エスペランサ宮前203 五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、初山、水沢	740-9043	740-9143
	シリウス 宮前区鷺沼1-2-1 安藤マンション403 有馬、梶ヶ谷、西野川、野川台、野川本町、東有馬、南野川	920-9105	920-9106
	いろはにこんぺいとう 多摩区中野島4-19-14 プリメーラSS101 生田1～3丁目、和泉、菅、菅稻田堤、菅北浦、菅城下、菅野戸呂、菅馬場1・2丁目、中野島、布田	299-6510	299-7985
	ドルチェ 多摩区宿河原3-4-7-201 生田4～8丁目、宿河原、菅仙谷、菅馬場3・4丁目、堰、寺尾台、長尾、登戸、登戸新町、桙形1～4丁目	819-4510	819-4511
	アベク 多摩区長沢1-19-1-101 荻谷、長沢、西生田、東生田、東三田、桙形5～7丁目、三田、南生田	948-9890	948-9892
多摩区	柿生 麻生区五力田2-20-10 岡上、片平、金程、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、はるひ野、古沢、細山、南黒川、向原	987-1794	987-1510
	ひまわり 麻生区百合丘1-20-7 白井ビル2階 王禅寺、王禅寺西1～4丁目、王禅寺東、上麻生1～4丁目、下麻生、下麻生2～3丁目、高石4～6丁目、虹ヶ丘、早野、東百合丘、百合丘	322-9591	322-9592
	それいゆ 麻生区万福寺1-1-1 新百合ヶ丘シティビル304 王禅寺西5～8丁目、上麻生、上麻生5～7丁目、下麻生1丁目、高石1～3丁目、多摩美、千代ヶ丘、白山、万福寺	969-7447	951-0071
	※2022年1月現在		
	地域相談支援センターの連絡先は変更になる場合があります。		
	基幹相談支援センターの情報とあわせて最新の情報はこちらをご確認ください		



# 障害福祉サービスについて…

障害者のニーズや支援の必要度に応じて、介護の支援を受ける「介護給付」や訓練等の支援を受ける「訓練等給付」を利用することができます。

## 相談申請

各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、各地区健康福祉ステーションに相談・申請できます。（障害者相談支援センターでは相談のみ対応可能）

ご本人からの申請に基づき、調査・審査を行い、区分の認定を行います。認定区分が決定後、認定された区分で利用可能な障害福祉サービスの利用契約を行います。

### ①調査

各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）又は各地区健康福祉ステーション等の職員が訪問し、調査を行います。

### ②審査

区分認定審査会において障害支援区分の判定等を行います。

### ③認定・契約

非該当・区分1～6の認定を受けて、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用を開始します。

## 区分認定 調査・審査

サービス提供事業者と契約して、認定区分に応じて以下のサービス（例）を利用します。

### 介護給付



#### （訪問系サービス）

- 居宅介護…対象者の自宅にヘルパーを派遣し、炊事、洗濯、買い物などの家事の援助を行います。
- 短期入所…一時的に入所が必要な障害者に対し、障害者支援施設で短期間入所し、必要な介護等を行います。

#### （日常活動系サービス）

- 生活介護…主に日中に障害福祉施設等において、入浴、排せつ、食事などの介護や創造的活動、生産活動などの支援を行います。

#### （居住系サービス）

- 施設入所支援…障害者支援施設に入所する方に対し、主に夜間に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

#### （日常活動系サービス）

- 自立訓練…自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

- 就労〔移行・定着〕支援…就労を希望する方に対し、就労の機会を提供し、生産活動などを通じ必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。

#### （居住系サービス）

- 共同生活援助…地域での共同生活の場において、入浴・排せつ・食事等の介護及び相談その他の日常生活上の援助を行います。

### 訓練等給付



## その他、たくさんのサービスがあります。

※申請にあたっては、諸利用項目がありますのでご注意ください。

## 宿泊型自立訓練施設

川崎市の精神障害者宿泊型自立訓練施設（入所）です。「身の回りのことを自分でできるようになりたい」「アパートを借りて一人暮らしをしたい」等、地域で自立した生活を希望する方が入所生活を通して“社会生活力”を身につけるための昼夜一貫型サービスをおこなっています。

日中は生活訓練プログラムを適宜行いますので、ご自分の目的に合わせたプログラムに参加しながら、“社会生活力”的獲得を目指します。

個別支援計画に沿いながら、担当職員のバックアップのもと、ご自身の希望される地域生活へ移行し、最終的に地域生活の定着を目的としています。

## 概要

### 居住系支援

宿泊型自立訓練精神障害者	桜の風 もみの木	20人／日
	川崎ラシクル	20人／日

### 日中活動系支援

自立訓練（生活訓練）	桜の風 もみの木	20人／日
	川崎ラシクル	20人／日

### 地域支援

短期入居	桜の風 もみの木	5人／日
	川崎ラシクル	4人／日
体験宿泊事業（川崎市単独事業）	桜の風 もみの木	2人／日
	川崎ラシクル	2人／日

## グループホーム

## 概要

障害者グループホームとは、障害のある方が家族と離れて共同生活をする場所。入居する利用者は、社会福祉法人、NPO法人等の運営法人から支援を受けながら、就労先や障害福祉サービス事業所等に通い、地域で自立した生活を送ります。グループホームでの生活は、食事をしたり趣味の時間に使ったり思い思いに過ごし、休日は職員と出掛けることもあります。

賃貸住宅を活用してグループホームを設置することもありますが、家主の協力が得られない等、整備がなかなか進まないのが実情です。

家主の最大のメリットは、賃貸借契約を家主とグループホームの運営法人が締結するため、安定した家賃収入が見込めることがあります。空家・空室対策でお悩みの際には、障害者グループホームへの活用もご検討ください。



### 【障害者グループホーム設置に必要な条件】

2人以上入居できる住宅であり、利用者の居室は、原則、個室である必要があります。なお、各居室の面積（収納設備等を除く）は、7.43m<sup>2</sup>（約4.5畳）以上必要です。

台所、トイレ、浴室等、日常生活を送るための設備のほか、利用者が相互に交流できるスペース（居間、食堂等）が必要です。

段差の解消、手すりの設置など、利用者の障害特性に応じた対応が必要です。

建築基準法や消防法施行令の基準を満たす必要があります。

※消防法施行令による消防設備の設置や、入居者の状況に合わせたバリアフリー改修を運営法人が行う場合は、川崎市の補助制度（補助制度についての問い合わせ先：川崎市障害計画課 TEL 044-200-2654）があります。

# TEL 関係機関 問い合わせ先

## ・区役所

役割・概要

### ●精神障害者保健福祉手帳の申請・交付

初診日より6か月以上精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方が申請可能です。障害の程度が重い順に1級・2級・3級となっており、障害年金の等級に準拠しています。

### ●自立支援医療(精神通院医療)の申請・交付

自立支援医療(精神通院医療)は、精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。(ただし所得制限があります。)自己負担額は医療費の1割です。

### ●相談対応

こころの病気や障害について、電話や面接等でケースワーカーや保健師等が相談を受け、必要に応じて専門機関と連携をとり、各種サービスや情報の提供を行っています。

川崎区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-201-3213** **FAX 044-201-3291**

幸区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-556-6695** **FAX 044-555-3192**

中原区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-744-3297** **FAX 044-744-3345**

高津区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-861-3309** **FAX 044-861-3249**

宮前区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-856-3262** **FAX 044-856-3163**

多摩区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-935-3324** **FAX 044-935-3396**

麻生区役所 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

高齢・障害課 精神保健係 **TEL 044-965-5259** **FAX 044-965-5206**

## ・その他機関

健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

**TEL 044-223-6719** **FAX 044-200-3974**

### 「こころの電話相談」

こころの悩みや精神保健福祉一般に関して、電話での相談を受け付けています。  
匿名での相談も可能です。

**TEL 044-246-6742** 〈相談日〉毎日 〈相談時間〉午前9時～午後9時

年末年始は午前9時～午後5時

※相談時間が変更される場合がありますので、詳しくは  
川崎市のホームページでご確認ください。

川崎市 こころ

検索

### 「精神科救急医療情報窓口」

**TEL 045-261-7070**

受付時間 平日午後5時～翌午前8時30分、土日祝午前8時30分～翌午前8時30分

※平日夜間や土日等に、精神疾患の急激な発症や症状の悪化で、緊急に医療機関での受診が必要と思われる方に対して、当番医療機関を紹介する窓口です。通常、医療機関が診察をしている時間帯(平日昼間)は、直接医療機関に相談してください。すでに精神科等に通院中の方は、なるべく主治医と連絡を取り、主治医の指示を受けてください。

精神保健福祉センター及び障害者更生相談所の分室として、身体・知的・精神など障害者のある方を対象とした専門的な相談機関です。

### <精神保健福祉センターとしての事業>

- 複雑な生活課題を抱えている方への相談・支援
- 医療観察法対象者に対する支援
- 関係機関への技術的援助
- 障害者総合支援法に伴う関係機関との連携
- 精神保健福祉に関する普及啓発



健康福祉局 南部地域支援室 (川崎区・幸区を担当)

**TEL 044-200-0834** **FAX 044-200-3974**

健康福祉局 中部地域支援室 (中原区・高津区・宮前区を担当)

**TEL 044-750-0686** **FAX 044-750-0671**

健康福祉局 北部地域支援室 (多摩区・麻生区を担当)

**TEL 044-281-6621** **FAX 044-966-0282**